

農業を経営する皆様へ

# 主食用米の転換に係る支援についてのご案内

米の需給調整に影響されない水田農業を確立するため、水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金に加え、次のとおり対象作物に対して支援します。

## 1 令和5年度 長野県 農業再生協議会産地交付金（案）

< 支援内容・助成単価 >

助成単価は変更の可能性あり

番号	支援名	対象作物	対象ほ場(交付要件)	助成単価
	新規需要米の取組への支援	飼料用米 米粉用米	対象作物を作付けし、多収品種・直播栽培・疎植栽培・高密度播種育苗・団地化・施肥効率化（土壌診断・側条施肥）・ブロックローテーション・スマート農業機器の活用のいずれかの取組を実施したほ場	6,000円/10a以内
		WCS用稲		7,600円/10a以内
	麦・大豆・そばの技術定着への支援	麦・大豆	排水溝を設置するほか、たい肥の施肥・土壌診断に基づく施肥・出穂及び開花後の病害虫防除・難防除雑草の防除のいずれかの取組を実施したほ場	6,000円/10a以内
		そば		8,000円/10a以内
	高収益作物の作付拡大への支援	たまねぎ	販売用で対象作物を作付けし、令和3年度以降最も作付面積が大きい年度に比べて、面積が増加した場合、増加面積分を支援	40,000円/10a以内
		高収益作物		25,000円/10a以内
	産地推進品目の高度排水対策支援	飼料用米、麦、大豆、そば、高収益作物	昨年度又は本年度に機械による暗渠施工（耕盤破碎・穿孔暗渠等）を行い、販売用で対象作物を作付けしたほ場（施工後最初の収穫年のみ）	5,000円/10a以内
	加工用米・新市場開拓用の取組への支援	加工用米	販売用で対象作物を作付けし、別表1（裏面）の取組を1つ行ったほ場（コメ新市場開拓等促進事業申請者は取組を重複しないこと）	10,000円/10a以内
		輸出用米		13,000円/10a以内
	加工用米の安定取引拡大への支援	加工用米	本年度を含めた複数年契約を実施したほ場	5,000円/10a以内
	飼料用米の拡大への支援	飼料用米	販売用で対象作物を作付けし、に記載の取組若しくは裏面別表1の取組を行い、令和2年度の作付面積よりも拡大した面積を支援（と同時に申請する場合は取組を重複しないこと）	12,000円/10a以内
	輪作に対する支援（新設）	麦、大豆、そば、高収益作物	昨年度または一昨年度に異なる品目が左記の作物か水稲（用途は問わない）を作付けしているほ場	3,000円/10a以内
		加工・飼料・輸出米、WCS用稲		

高収益作物...白ネギ、ブロッコリー、カリフラワー、スイートコーン、グラジオラス

裏面も必ずご覧ください

## 2 令和5年度 松本市 農業再生協議会産地交付金（案）

< 支援内容・助成単価 >

助成単価は変更の可能性あり

番号	支援名	対象作物	対象ほ場（交付要件）	交付金額
	対象作物の取組への支援	そば・大豆 麦・なたね 飼料作物	販売用で対象作物を作付けしたほ場	2,100円/10a以内
	対象作物の取組への支援	加工用米	販売用で対象作物を作付けし、別表2の取組を1つ以上取り組んだほ場	15,000円/10a以内
		飼料用米・米粉用米 WCS用稲 輸出用米		21,000円/10a以内
	対象作物の二毛作取組への支援	麦・大豆 （二作目）	販売用で対象作物（二作目）を作付けしたほ場	15,000円/10a以内
		そば・飼料作物 （二作目）		13,000円/10a以内
	飼料用米の耕畜連携への支援	飼料用米	販売用で対象作物を作付けし、刈り残ったわらを畜産農家へ提供し、代わりに堆肥の提供を受けているほ場	11,000円/10a以内
	対象作物の取組への支援	野菜・花き 花木・果樹	販売用で対象作物を作付けしたほ場（果樹は新植年度より3年間のみ。アスパラガスの新植期間は対象とする。）	13,000円/10a以内
	地力増進作物への支援（新設）	セスパニア・ヘアリーベッチ・ソルガム・れんげ・ライ麦・エン麦・クローバー	地力増進作物を栽培後、すき込みを行い高収益作物を生産することを目的として対象作物を作付したほ場	20,000円/10a以内

### 別表1（低コスト生産等の取組）

直播栽培・疎植栽培・高密度播種育苗・プール育苗・温湯種子消毒・無代掻き又は乳苗移植・作期分散・土壌診断に基づいた施肥・効率的な施肥又は農薬処理・化学肥料又は化学農薬の使用量削減・多収品種の導入・農業機械の共同利用・スマート農業機器の活用

### 別表2（生産性向上に係る取組）

多収品種の導入・不耕起田技術・明暗渠等の排水対策・育苗移植作業の省力化・たい肥の施用・肥料又は農薬の低コスト省力化・立毛乾燥・認定農業者・団地化・施設機械の共同利用・収穫流通体制の改善・地域内流通

## 3 共通事項

対象作物は、基幹作（1作目）に作付けされた作物です。（二毛作の支援を除く）

対象ほ場は、水田営農計画書に記載されている水田のことです。

本支援は、令和4年12月現在のものであり、国の予算や方針により助成単価等が変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

その他不明点につきましては、下記の事務局へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

松本市農業再生協議会事務局  
（松本市 産業振興部 農政課 生産振興担当）  
電話：0263-34-3222（直通） FAX：0263-36-6217  
e-mail：nosei@city.matsumoto.lg.jp